

排水設備等工事申請に係る様式の変更について (R3. 4. 1)

排水設備等工事申請に係る各種様式について下記のとおり見直しを行い、令和3年4月1日から申請者等の押印について廃止することとしました。

申請者（届出者）の押印については原則廃止としておりますが、申請者以外の第三者の方の押印については引き続き必要となっておりますので、別添の「排水設備工事の手引き」をご一読いただき、お間違いのないよう提出をお願いいたします。

- ☆旧様式や押印した申請書につきましても従来どおり受け付けいたします。
- ☆各様式は諫早市ホームページ-上下水道局-事業者向け情報-下水道関連に掲載しますので、ダウンロードしてご活用ください。

記

① 排水設備等計画（変更）確認申請書

【表面】

- ・申請者、指定工事店記名欄の押印を廃止しました。
- ・所有者承諾欄（家屋・土地所有者の承諾）については、申請者と各所有者が同じ場合は記入不要としました。ただし、申請者と異なる場合は従来どおり記名押印が必要です。

【裏面】

- ・給水設備の一部を変更する場合（簡易水洗からの切替等）、余白部に諫早市上下水道局指定給水装置工事事業者の会社名及び代表者名を記載することとし、押印は不要としました。

② 公共下水道使用届（公共）・排水施設使用届出書（農集・漁集）

- ・使用者（公共）、届出人（農集・漁集）の押印を廃止しました。

③ その他様式

- 様式-1 排水設備等工事チェックリスト…責任技術者の押印を廃止
- 様式-2 受益者負担金（分担金）納付誓約書（公共・特環）…申請者の押印を廃止
- 様式-3 受益者分担金納付誓約（農集・漁集）…申請者の押印を廃止
- 様式-4 在来管使用申出書…申請者の押印を廃止
- 様式-5 基準外施工誓約書…申請者の押印を廃止
- 様式-6 メーター・指針一覧表…変更なし

※ご不明な点はお尋ねください。

諫早市下水道課
22-2635（直通）